

資料① 『(仮称)かなんまちづくり基本条例』に関する意見について

※各章ごとに委員からあげられた意見を集約したものです。

章	主要テーマ	テーマごとに規定される条文の趣旨	委員より寄せられたご意見
前文	前文	・ 町の特色から条例制定までの経緯説明	①まちづくりで河南町の魅力を発信する。 (魅力の例. 豊かな自然、史跡、伝統行事を通じた地域内のつながり)
			②まちづくりで河南町の美点を未来に引き継ぐ。 (美点の例. 環境・伝統的農業を生かした人づくりの精神、高いエコ意識等精神的なプラス要素)
			③まちづくりで河南町の課題を克服する。 (課題の例. 交通の利便性の向上、近隣自治体との連携の強化、観光客が立ち寄り留まるような飲食店施設の整備)
			④まちづくりで河南町の望ましいあり方を目指す。 (あり方の例. 外部からの移住を受け入れやすくする、住民と町が課題を共有し、継続して課題解決に取り組む)
1章	総則	・ 条例の目的、まちづくりの基本理念(まちづくりとは・・・)について規定する	和泉市の『持続的に発展可能な』、泉南市の『自主自立』、島本町の『活力に満ちた』のような表現を目的に加えたい。
			協働のまちづくりについて、住民に意識してもらうだけでなく、職員にも意識してもらうことを目的に加えたい。
			理念には、協働のまちづくりに対する住民の思いが込められていなければならない。
			条例の理念・原則において、協働のまちづくりの担い手に議会・議員を盛り込むべきである。
		基本理念の条文については、条例全体の入り口となる部分なので、とくに難しい表現を用いると、住民の心に響かない。例えば「手を取り合ってまちづくりを進める」というように、もっと大らかな表現のほうが、住民に周知しやすいだろう。本に付いている帯のキャッチコピーのような理念としたい。	
・ 条文内の定義(用語)を解説する	重要な意思決定などの際には、別途、対象住民の定義を住民票を持つ人に限定する。		
2章	まちづくりの基本原則	・ まちづくりの基本原則(住民参画・協働、情報など)を解説する	条例の原則は、「住民参画の原則」、「協働の原則」、「人権尊重の原則」、「情報共有の原則」とする。
			「情報共有の原則」と連動する形で、議会・議員による情報発信・共有については、従来の姿勢よりも積極的なものとなる。
			住民、議会、行政の間で双方向性の持つ情報発信を実現し、双方が積極的に動くことで、まちづくりを活性化させる。
			双方向性の持つ情報発信のために、タブレット端末の配布など、新たな情報ツールの導入・活用も考慮する。
3章	住民	・ まちづくりにおける住民の権利を規定する	まちづくりにおける住民の権利は、規定しすぎると濫用につながるので、河南町に本当に必要な権利だけを規定する。
			まちづくりにおける参画しない権利を規定すると、参画しないことが正当化されるだけなので、規定しない。
			住民は、まちづくりに関する情報について知る権利を有する。
		・ まちづくりにおける住民の役割を規定する	責務等の表現は、「役割」という柔らかい表現にする方が受け入れられやすい。
			住民は、まちづくりにおいて、自らの発言と行動に責任を持つ。
			住民は、自発的にまちづくりに参画するよう努める。
4章	議会	・ まちづくりにおける議会・議員の役割を規定する	議会・議員の役割としては、行政運営の監視をしてもらうのが何より。そしてその結果報告を住民に行ってもらいたい。
			議会・議員からの情報発信手段は課題。今行われているものは傍聴や議会だよりのほか、各議員の自主的な活動報告の配布くらいである。
			議会・議員が積極的に住民と連携するといった表現が欲しい。
			議会・議員の役割及び責務について、先行自治体では、周知目的で、現在実践していることを条文に規定している。
5章	町	・ まちづくりにおける行政機関(首長以下)の役割を規定するを規定する	首長、執行機関等全体、職員それぞれに役割・責務を定めるべき。
			首長の交代で総合的な計画等によるまちづくりの全体的な方向性がブレてしまわないように、首長の枠割・責務を規定するべき。

5章	町	まちづくりにおける行政機関(首長以下)の役割を規定する	首長の役割は住民の信託に応えることだ。
			町は住民が自発的に始めたまちづくりの取り組みを、支援する方向で良いのでは。
			町は総合的な計画によるまちづくりを行い、住民がまちづくりに参画する機会を保障するという文言は必要。
			住民がまちづくりに参画する機会を保障するためにも、柏原市の条例のような『積極的な情報公開』が望ましい。
			町は、窓口対応について、親身になってほしい。
			町は、住民のまちづくりへの参画を促すために、住民に対し、施策の内容や結果について分かりやすく説明をする。
			町は、住民にわかりやすく、機能的な組織編成に努めてほしい。
6章	住民参画	まちづくりにおける行政職員の役割を規定する	職員の入れ替わりが頻繁な時勢なので、職員がまちづくりのノウハウを継承しやすいように、職員個人はこうあるべきという表現を規定したい。
			池田市のように『市民のために』という視点で、自己研鑽に取り組んでもらえれば。
			全職員が、まちづくりを常に認識し、まちづくりを推進するため、自己研鑽に努めてほしい。
		まちづくりを進めるうえで住民参画の整備を規定する	町は、住民のまちづくりに参加する機会が保障されるよう、絶えず多様な参画手段を検討する。
		まちづくりを進めるうえで審議会等の委員の積極的な公募を規定する	審議会を設置する際には、公募枠を多く設定することで、住民の自発的な参画の機会を確保する。
7章	コミュニティ	まちづくりを進めるうえで住民意見の公募を規定する	意見公募（パブリック・コメント）について、条例に盛り込むのは良いが、より良い方法を考えてほしい。また公募の際は、会議の経過資料などをあわせて公開しないと、回答は少ないだろう。
		まちづくりを進めるうえで住民投票を規定する	議会が正常に機能している現時点では、住民投票に関する条文は不要。全国的に住民投票を住民が適切に使いこなせられるようになるまで、条文化する必要はない。
		まちづくりを進めるうえで定期的なタウンミーティング(意見交換)の開催を規定する	行政と住民との直接対話のあり方として、河南町独自の住民参画であるタウンミーティング（意見交換）を盛り込む。 タウンミーティング（意見交換）をどれくらいの頻度で開催するかは、今後の検討課題（4年に1度が現実的との意見が出た）としながらも、継続的に実施する。
8章	行政運営	まちづくりを進めるうえでコミュニティ団体の活動を尊重することを規定する	住民やコミュニティが積極的に参画している自治体は、経済的にも潤い、輝きがある。河南町がそうなるためにも、コミュニティ活性化の手段を今後考えたい。 コミュニティ活動には町外から働きにくる方や芸大生等にも加わってもらいたい。 住民は高齢化しており、コミュニティへの参画が困難になっているので、「尊重に努める」といった緩やかな表現としないと、負担に感じてしまう。 コミュニティ活動のなかでも個人的なボランティア活動には無保険なものもあり、事故の危険性があるので、努力事項的な緩やかな表現で良い。 高齢化、少子化を踏まえてコミュニティ活動を推進するのであれば、①防災・防犯などの地域課題の解決、②生活の向上という2つの方向がある。 町外の人間がまちづくりにおいて活躍する場としても、コミュニティは必要。 コミュニティを通じて、住民だけでなく働いている人や学んでいる人も地域課題を共有していきたい。
		まちづくりを進めるうえで子どもの育成やそのための環境整備を規定する	地域の活力維持のために、また将来の地域を担い、高齢者を支える力を確保するために、子どもの育成という視点は条文化する。
9章	まちづくり	まちづくりを進めるうえで行政手続の適正化を規定する	住民が安心してまちづくりに参画できるように、まちづくりにおいて不当な要求がされないように、「行政手続の適正化」の条文は必要。 行政運営に関わる公平性の確保、権利・利益の保護のために、河南町でも行政手続の適正化は、条文で規定する必要がある。 行政の「見える化」の観点から、行政へのアクセスを考える人には、アクセス手順（行政手順）が見えるようにしたい。
		まちづくりを進めるうえで法令遵守に心がけることを規定する	法令遵守（コンプライアンス）の概念は一般的になりつつあるが、あらためて周知するためにも、条文に規定する。
		まちづくりを進めるうえで情報公開に心がけることを規定する	まちづくりに関する情報公開は、住民のまちづくりへの参画を促す。

8章	行政運営	・ 情報公開と並行して 個人情報 の 保護 に心がけることを規定する	個人情報保護の考えは、まちづくりに関するネットワーク形成を阻害する一因でもあるが、まちづくりにおける情報共有に係るリスクを回避するうえで、条例の中に盛り込むべき。
		・ まちづくりを進めるうえで 危機管理体制の強化 を規定する	まちづくりにおける危機事象の未然防止や危機発生時の迅速な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組む。
		・ まちづくりを進めるうえで 国、他の自治体との連携 の活用を規定する	南河内地域は京都や奈良のように数多くの史跡が溢れている。それら資源を有効活用（景観づくりなど）するうえで、とくに周辺自治体（千早赤阪村、太子町）との連携は必要だろう。
9章	条例の位置付け	・ 条例の 位置付け（法体系における） について規定する	（仮称）かなんまちづくり基本条例は、他の条例より優越する「最高規範」としてではなく、「基本」として位置付けする。
10章	条例の見直し	・ 条例を将来的に見直す 可能性があることを規定する	一定期間（最長5年に1度）ごとに、条例の見直しの必要性が認められれば、それに応じて改正等必要措置を講ずればよい。

※条例の構成は、自治体により若干の差異があります。